

学校法人 福岡工業大学

FITジュニア野球チーム 規約

〈 FITスタジアム憲章 〉

この『野球道場』の精神を"礼節を重んじる人格の陶冶"と定める。
児童、生徒、学生が、挨拶を貴び、以って、地域との交わりを深め、いっそう人間力を形成し、成長することを願い、この地に総合グラウンドを設ける。

第1条 (目的)

学校法人 福岡工業大学 (以下「本学」という) は、FITスタジアム憲章に基づき、本学の人的・物質経営資源による野球教室を通じた地域青少年の育成・人格形成の一助を目的とし、FITジュニア野球チーム (以下、「小学部」「中学部」という) を創設する。

第2条 (チーム構成)

(1) 監督

本学から任命された職員とし、小学部および中学部に各1名ずつ配置する。
ただし、人事異動に伴い、配置転換および交代がある。監督は、指導方針および試合運営を専管し、コーチとともに児童・生徒を指導し、チーム活動の最終判断を行う。

(2) コーチ

監督が指導上必要とする場合、次の各号に該当するコーチを置くことができる。

- ①職員コーチ・・・本学職員であり、任命された者。
- ②外部コーチ・・・監督の申し出により、本学より承認を得た者。年度毎に承認を得る必要がある。コーチは、監督を補佐し、児童・生徒を指導するとともに、チーム目標達成のため意見具申を行う。また、監督不在のときは監督代行を務める。

第3条 (チーム編成)

- (1) 小学部は、原則として小学3年生から6年生とする。
- (2) 中学部は、中学1年生から3年生とする。

第4条 (チーム運営)

監督、コーチ、保護者は相互に協力・連携し、円滑なチーム運営に努める。
尚、保護者の事業については、第15条 (保護者会) により組織され活動する。

第5条 (練習場所)

- (1) 福岡工業大学塩浜総合グラウンド内 多目的グラウンド
- (2) 公共施設等

第6条 (入部資格)

本規約に賛同する保護者の同意が得られた児童・生徒とする。
(1) 入部手続き・・・保護者同意によって入部申込書、誓約書を保護者会に提出し、小学部・中学部の監督が承認する。

- (2) 入会金…小学部は1,000円 中学部は5,000円とする。

第7条 (練習時間)

- (1) 練習スケジュールを毎月事前に配布する。
- (2) 原則として毎週土、日、祝日とする。その他、監督が必要とする場合、この限りではない。
- (3) 練習時間等は、監督の指示に従うこと。

第8条 (安全管理)

- (1) 小学部・中学部の監督・コーチ、保護者は密に連携し、常に児童・生徒の安全確保および健康の保持に務めるものとする。活動中の事故の防止、および安全衛生確保のために必要な措置を講じる。
- (2) 保護者は児童・生徒の身体に異常のある時は、監督に届け出なければならない。

第9条 (保険加入および事故への対応)

- (1) 児童・生徒は、スポーツ傷害保険に加入するものとする(学校教育適用外のため)。
監督・コーチも原則として同様とする。また、チーム活動中に、児童・生徒、監督・コーチに事故があった場合は、全て自己責任とし、保障は加入保険の範囲内とする(練習・試合・移動等も含み、本学・指導者・保護者は、一切責任を負わない)。
- (2) 児童・生徒、監督・コーチおよび保護者以外の者においてチーム活動に起因する事故が生じた場合、被害者または被害物件の応急処置を行う。また、問題の円滑な解決と再発防止に向けて協議する。

第10条 (退部・除名)

- (1) 退部手続き…保護者同意によって退部届けを小学部・中学部の監督に提出する。
- (2) 監督・コーチおよび保護者が第17条、第18条の規定に違反した場合は除名処分とする。
- (3) 前(2)項の規定により退部、除名された場合は、その理由の如何を問わず、既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第11条 (部費)

- (1) 部費はチーム活動にかかる費用に充てる。
- (2) 一月につき、小学部は2,000円、中学部は5,000円とする。
- (3) 臨時に多額の費用を徴収する場合もしくは入会金、部費を改定する場合は、定期保護者会または臨時保護者会の承認を要する。

第12条 (会計年度)

- FITジュニアチームの会計年度は、以下の期間とする。
- (1) 小学部は、毎年1月1日～12月末日までとする。
 - (2) 中学部は、毎年8月卒部式～翌年8月錬成大会までとする。

第13条 (収支決算)

小学部・中学部の収支決算書は、各々の保護者会総会において承認後、本学へ報告するものとする。

第14条 (その他)

監督・コーチへは、本学より規定された手当を支給する。

第15条（保護者会）

- （1）小学部・中学部に在籍する児童・生徒の保護者で構成され、第3条（チーム編成）に定める単位で組織する。
- （2）会長1名、副会長、書記、会計は保護者会にて選任する。
- （3）チーム活動に関する事項は、監督と協議をし、監督が承認するものとする。
- （4）保護者は、保護者会の意思決定に基づき、円滑なチーム運営のサポートに徹する。

第16条（行事）

次の各号に掲げる行事を主催もしくは小学部、中学部保護者と共催する。

- （1）練習初め式（1月）
- （2）新入部生（小学部・中学部）歓迎会（6月）
- （3）卒部式 小学部（2月） 中学部（8月）

第17条（誓約）

監督・コーチおよび保護者は、常に品位を保ち、FITジュニア野球チームの名誉・信用を傷つけ、またはその恐れのある行為をしないことを誓約するものとする。

第18条（反社会的勢力に属さないことを誓約）

- （1）監督・コーチおよび保護者は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、誓約するものとする。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という）
 - ②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者。
 - ③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員を利用していると認められる関係にある者。
 - ④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者。
- （2）監督・コーチおよび保護者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを誓約するものとする。
 - ①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いてFITジュニア野球チームの信用を毀損し、またはFITジュニア野球チームの業務を妨害する行為。
 - ③その他前各号に準ずる行為。

第19条（規約の変更）

この規約の改廃は、保護者会の確認の後、本学の議を経るものとする。

附則

第1条（施行期日）

本規約は平成11年4月より施行する。

本規約は平成13年12月より施行する。

本規約は令和2年9月1日より施行する。

本規約は令和4年5月9日より施行する（規約第3条(1)の改定により）。

第2条（心得）

FITジュニア野球チームに入部する児童・生徒は次の心得を遵守すること。

- (1) 誰に対しても明るく元気に挨拶すること。
- (2) グラウンドは心技を磨く道場であり、整備を怠らないこと。
- (3) 野球用具の手入れは入念にすること。
- (4) この環境全てに感謝し、目標を掲げ日々努力すること。
- (5) 試合に出場する者は、試合に出場できない者の想いをプレーで裏切らない。
- (6) 笑顔で野球を楽しむ。
- (7) 最後まで諦めず、全力でプレーする。
- (8) 仲間を思いやる心を持つこと。
- (9) 両親、監督、コーチ、審判、対戦相手に敬意を持つこと。
- (10) 学業とスポーツを両立する。